

## 神照福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神照福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	なし

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000円	なし

なお、同日に合わせて開催された会議又は法人業務の場合は、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする

(役員勤務報酬等)

第4条 役員が法人及び施設運営のためのその他の業務に当たった場合は、第3条に準じた報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第3条に準じた報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務及び研修の為出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	11,000円	3,000円	実費

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。